

人厚第7388号
24. 5. 30

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

人事教育局長

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童手当法施行令の臨時特例に関する政令の施行について（通知）

標記について、厚生労働省より別添のとおり通知があったので通知する。

添付書類：雇児発0523第2号（平成24年5月23日）

雇児発0523第2号
平成24年5月23日

各省各庁官房長等 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童手当法施行令の臨時特例に関する政令の施行について

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童手当法施行令の臨時特例に関する政令（平成24年政令第149号）が本日公布され、平成24年6月1日から施行することとなったところであるが、その内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その施行に遺憾のないよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

1. 児童手当法施行令の特例の内容

児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当の支給については所得制限が設けられているが、平成22年4月以降に発生が確認された口蹄疫に関して、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）等による手当金等の交付を受けた者について、その所得の額が増加することにより、支給額が減額されることのないよう、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）の特例として、手当金等の交付により生じた所得の額を児童手当法第5条に規定する所得の額の算定から控除することとする。

2. 施行期日等

本政令は、平成24年6月1日から施行し、平成23年以後の児童手当法第5条に規定する所得の額の算定について適用すること。



政令第四百四十九号

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童手当法施行令の臨時特例に関する政令

内閣は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童手当法第五条第一項に規定する所得（その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。）につき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第四十九号）第二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による免除を受けた者に係るものに限る。）の額を計算する場合における児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第三条の規定の適用については、同条第二項中「掲げる控除」とあるのは「掲げる控除又は免除」と、「四 地方税法第三百十四条の二第一項第九号に規定する

「四 地方税法第三百十四条の二第一項第九号に規定する控除 二十七万

る控除 二十七万円」とあるのは

円

五 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して

生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律

(平成二十二年法律第四十九号) 第二条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による

免除 当該免除に係る所得の額」とする。

附 則

この政令は、平成二十四年六月一日から施行し、平成二十三年以後の児童手当法第五条第一項に規定する所得の額の算定について適用する。